

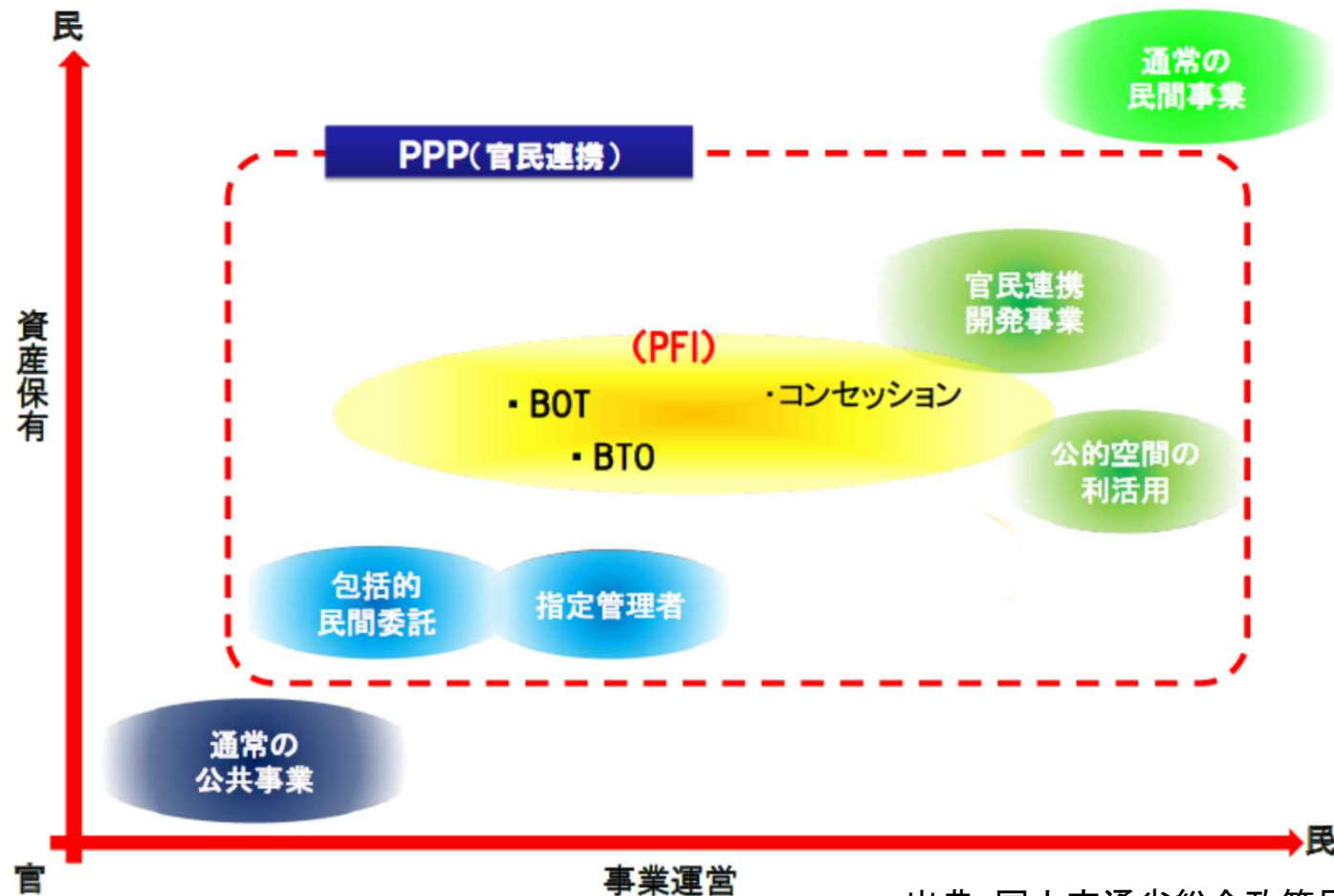
PPP/PFIの推進について



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP(Public Private Partnership)とは

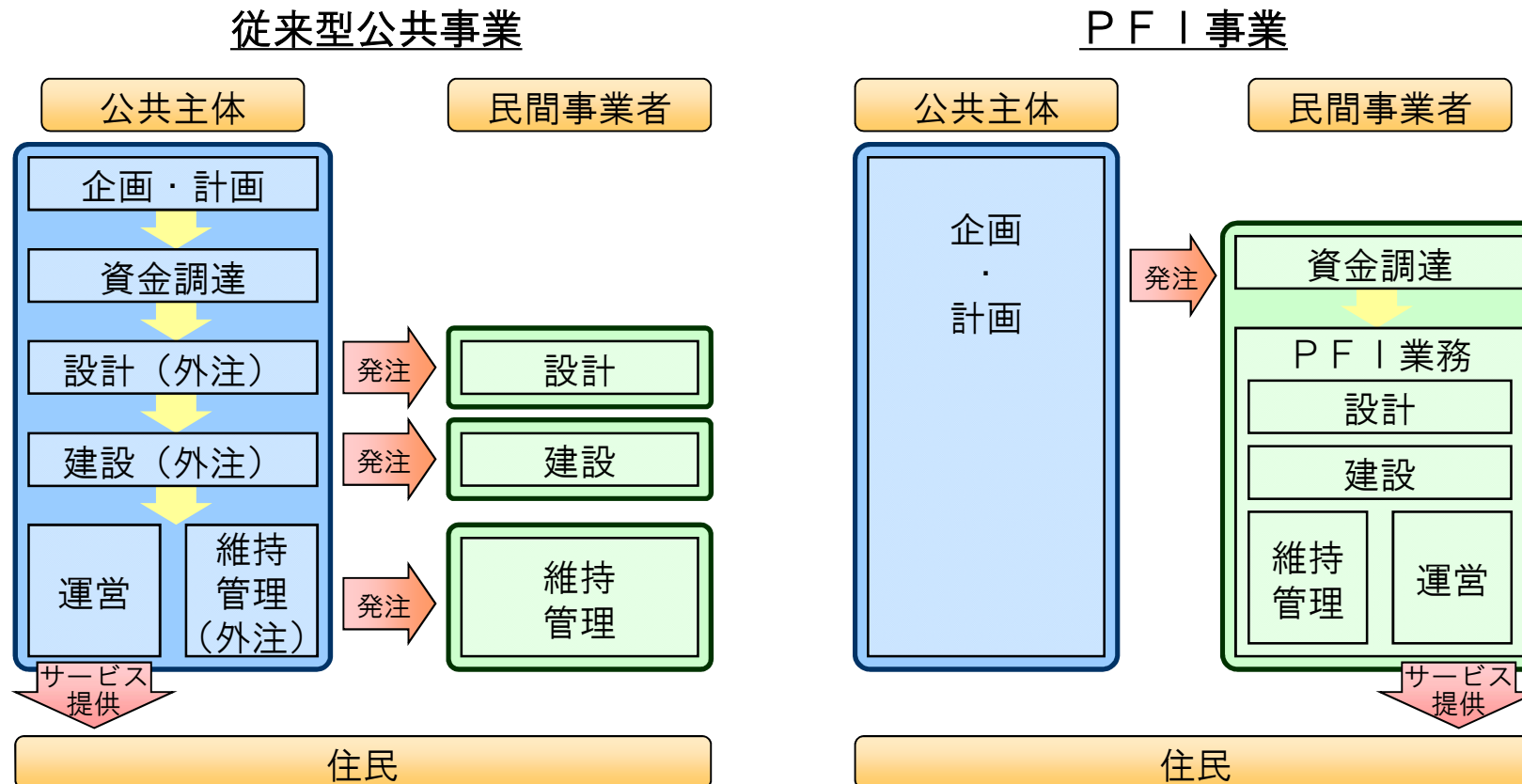
公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



PFIとは ～PFIの概要～

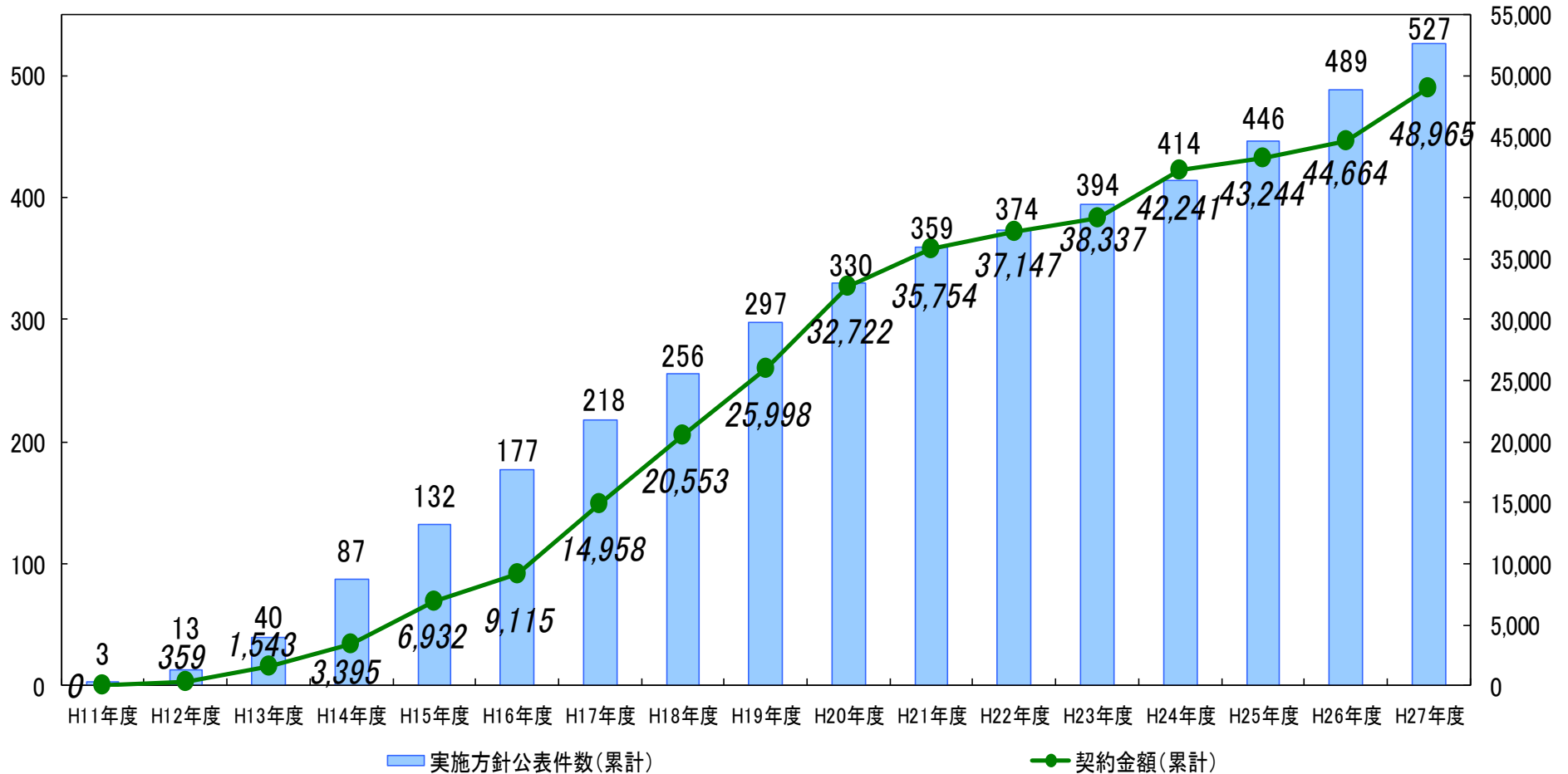
○ PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び 技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

■ 従来型公共事業とPFI事業の違い



PFI事業の実施状況

事業数及び契約金額の推移(累計) (平成28年3月31日現在) (事業数) (億円)

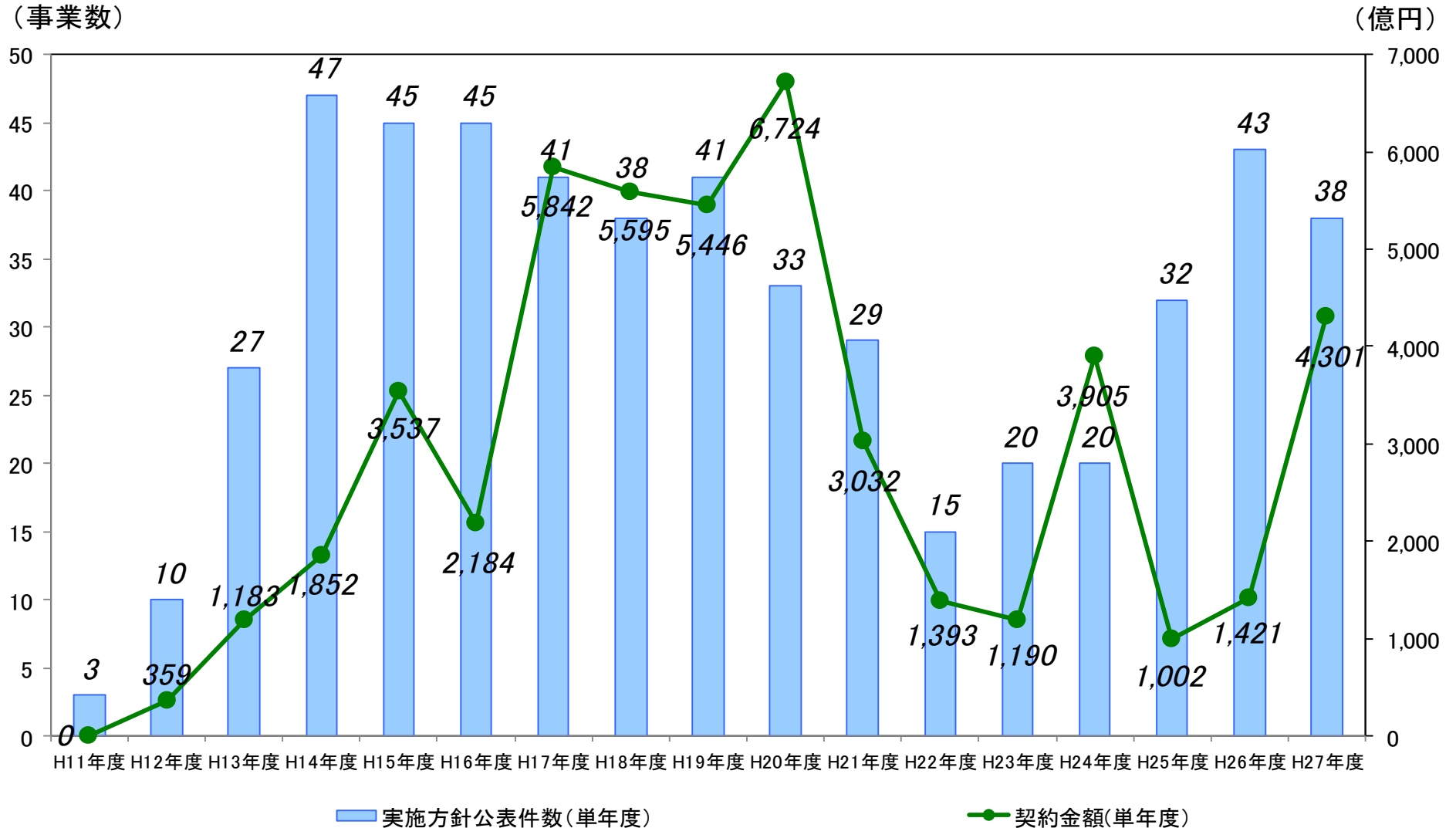


- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。
- (注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

PFI事業の実施状況

事業数及び契約金額の推移(単年度)

(平成28年3月31日現在)



(注)グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

PFI事業の実施状況

分野別実施方針公表件数

(平成28年3月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	2	143	37	182
生活と福祉(福祉施設等)	0	22	0	22
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	86	3	89
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	10	76	1	87
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	9	15	0	24
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	41	12	4	57
その他(複合施設等)	7	45	0	52
合計	69	413	45	527

(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI事業の実施状況

都道府県別実施方針公表件数

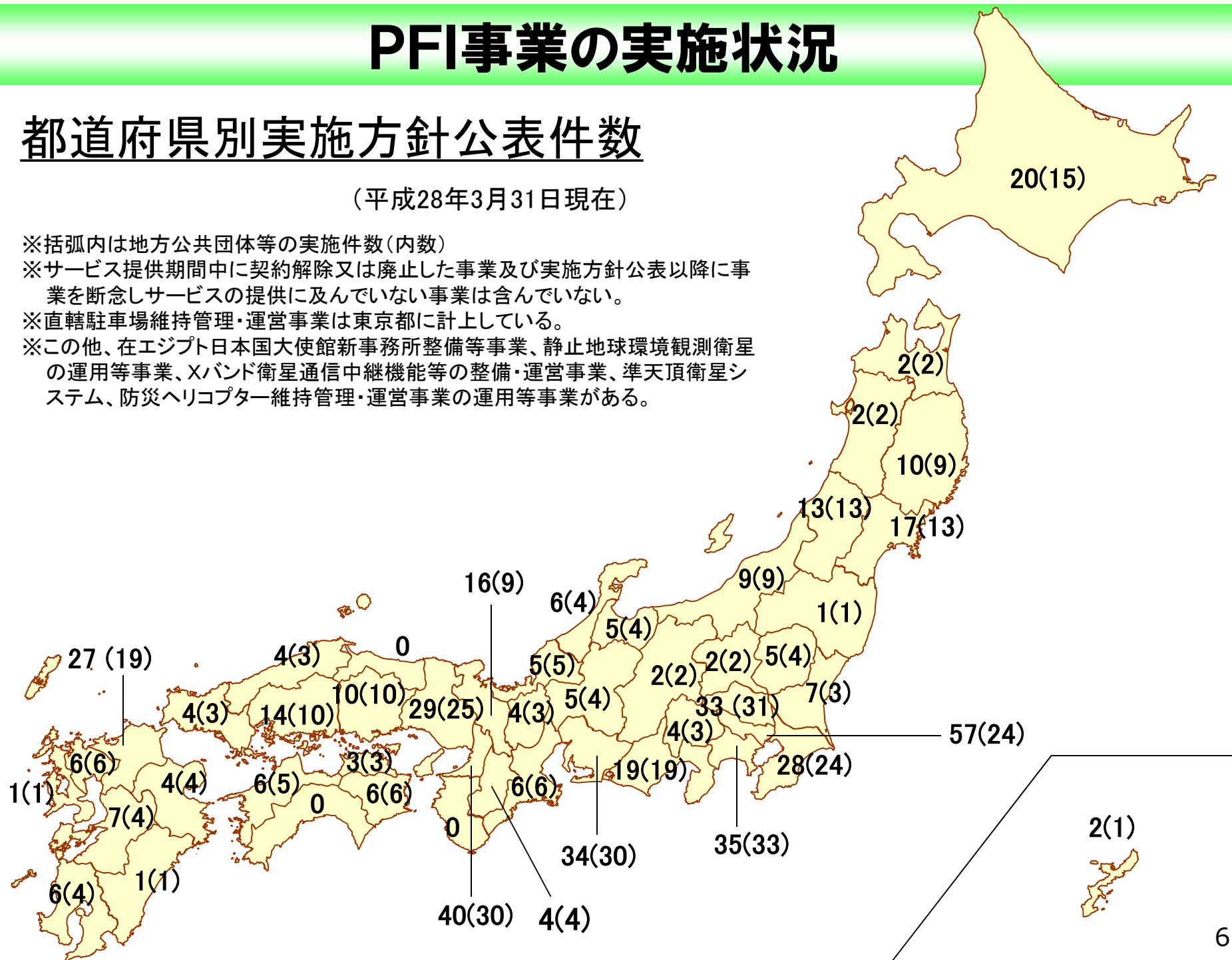
(平成28年3月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

※サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

※直轄駐車場維持管理・運営事業は東京都に計上している。

※この他、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システム、防災ヘリコプター維持管理・運営事業の運用等事業がある。



「経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太方針)」

(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

第3章 経済・財政一体改革の推進 5. 主要分野ごとの改革の取組 (2) 社会資本整備等

④ PPP/PFIの推進

**「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(H25～H34)で
21兆円の事業規模目標の確実な達成**

国及び人口20万人以上の地方公共団体等において
実効ある優先的検討の仕組みを構築・運用

地域の民間事業者によるPPP/PFI事業の案件形成力を高める
地域プラットフォームの形成を推進

PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)(概要)

改定のポイント

- ・平成25、26年度の実績をフォローアップし、**新たな事業規模目標**を設定
- ・コンセッション事業等の**重点分野**に**文教施設**及び**公営住宅**を追加
- ・**時間軸**を定め、**担当府省**を明確にした**具体的施策**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間) ← 現行目標は10～12兆円
 (コンセッション事業:7兆円、収益型事業:5兆円、公的不動産利活用事業:4兆円、その他の事業:5兆円)

PPP/PFI推進のための施策

(1)コンセッション事業の推進

- コンセッション事業**の具体化のため、**3年間の集中強化期間の重点分野**及び**目標**の設定
 - ・同事業に発展し得る事業類型を含めた目標設定
 - ・複数施設の運営を一括して事業化する「**バンドリング**」の推進
 - ・コンセッション事業推進の**ディスインセンティブ**となる制度上の問題の解消
- 将来的にコンセッション事業に発展し得る**収益型事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で実施**を目指す

(2)実効ある優先的検討の推進

- 優先的検討規程の策定と的確な運用
 - ・平成28年度末までに、**全ての人口20万人以上の地方公共団体**等において**優先的検討規程**を策定
 - ・実効ある運用のための手引の策定や支援事業の実施
 - ・運用フォローアップと適正化、優良事例の横展開
 - ・上下水道の重点分野における優先的検討の参考となるガイドラインの策定
- 公的不動産利活用事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で平均2件程度**の実施を目指す

(3)地域のPPP/PFI力の強化

- 地域プラットフォーム**を通じた案件形成の推進
 - ・平成30年度末までに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で**地域プラットフォーム**を**47以上**形成
 - ・地域プラットフォームを活用した**民間提案の仕組み**の検討
 - ・案件形成につながる継続的な運営を前提とした地域プラットフォームの形成支援
 - ・モデル事例等をまとめた運用マニュアルの作成
- PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件】、水道【6件】、下水道【6件】、道路【1件】(平成26～28年度)
文教施設【3件】(平成28～30年度)
公営住宅※【6件】(平成28～30年度) ※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

▶▶▶ **新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制** → **経済財政一体改革への貢献**
 2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与 8

コンセッション事業の重点分野の進捗状況

平成28年7月22日時点

空港

但馬空港

平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。

7件

関西国際空港
大阪国際空港

平成26年7月に実施方針を公表。平成27年12月にオリックス、ヴァンシ・エアポートコンソーシアムの新会社（SPC）と実施契約を締結。平成28年4月に事業を開始し、運営事業を実施中。

仙台空港

平成26年4月に実施方針を公表。平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社（SPC）と実施契約を締結。平成28年7月に事業を開始し、運営事業を実施中。

高松空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月に実施方針を公表。

神戸空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月に実施方針の条例案が議会で可決。

静岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年5月からマーケットサウンディングを実施。

福岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月からマーケットサウンディングを実施。

水道

大阪市水道

平成30年4月の事業開始に向け、平成26年11月に実施方針案を公表（平成27年8月に改訂）。

2件

奈良市水道

平成29年4月の事業開始に向け、平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

下水道

浜松市下水道

平成30年4月の事業開始に向け、平成28年5月に募集要項を公表。

4件

大阪市下水道

平成27年2月に「大阪市下水道事業経営形態見直し基本方針（案）」を公表しコンセッションの導入に向けた具体的な検討を開始。平成28年7月1日に新会社を設立。

奈良市下水道

平成29年4月の事業開始に向け、平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

三浦市下水道

平成30年4月の事業開始に向け、平成29年1月頃に実施方針を公表予定。

道路

愛知県道路公社

地方道路公社の有料道路事業へのコンセッション導入に向け、平成27年の通常国会において特区法が改正。平成28年10月の事業開始に向け、平成28年6月に優先交渉権者（代表企業：前田建設工業株式会社）を決定。

1件

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み

(1) 課題

- 厳しい財政状況、人口減少の中で、我が国の生活インフラを効率的に整備・運営していくことが必要。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことが必要。

(2) 対応

- 公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要。
- 多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要。



公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを**、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に**優先して検討する仕組みを導入**

(3) 目標

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した**各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体（181団体）**等の数を**2016年度末までに100%**

(経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議))

優先的検討プロセスの全体像

【対象事業主体】

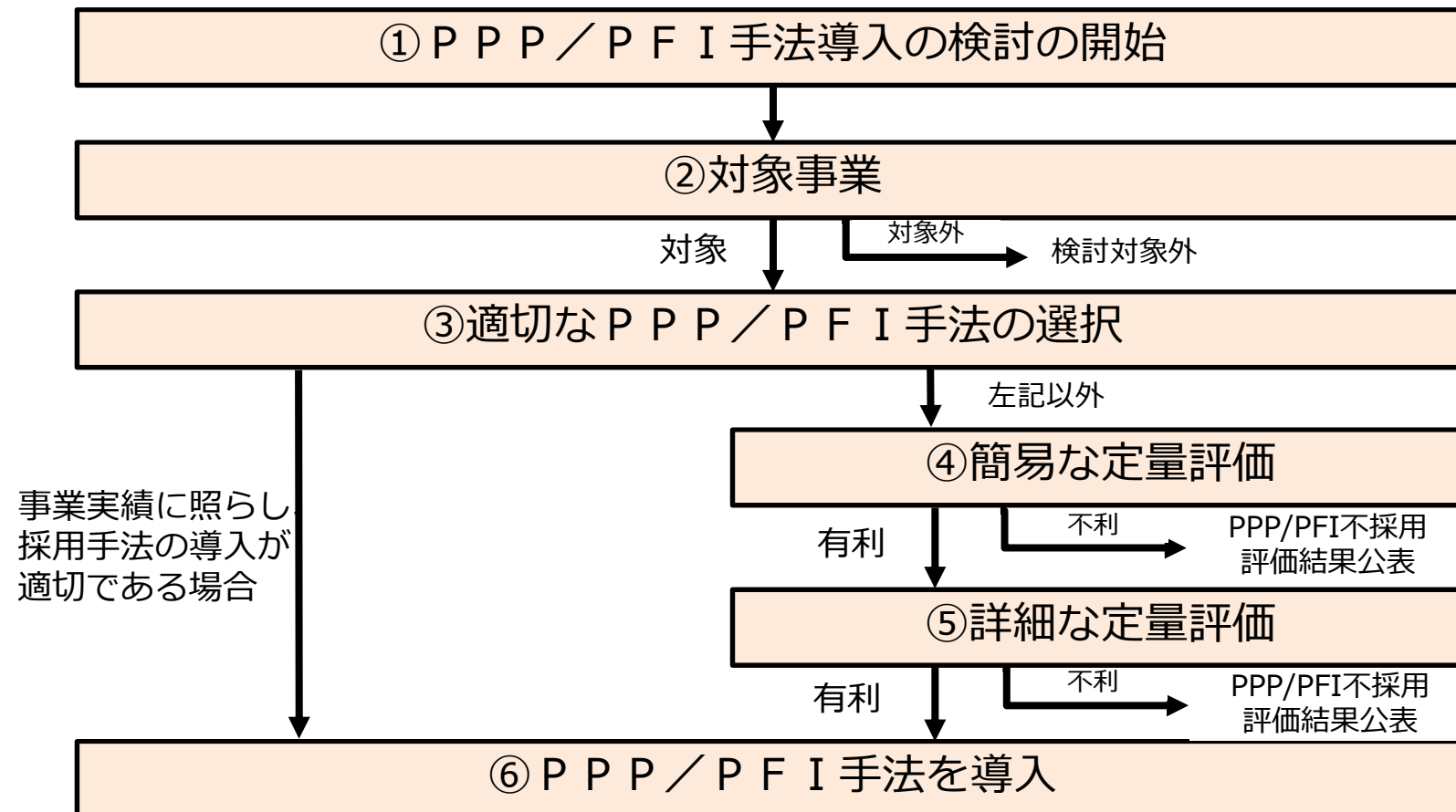
- ・ 国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）

【対象施設】

- ・ 公共施設等（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。）

【対象事業】

- ・ 整備等（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）



優先的検討の指針、手引、ひな形について

(1) 優先的検討指針（平成27年12月15日）【政府が策定】

- 優先的検討規程を策定する際に拠るべき準則として政府が定めたもの。
- 主に次に掲げる3要件について明記した優先的検討規程を策定することとしている。
 - ① **明確に定めた対象事業**について優先的検討を行うこと
 - ② **客観的な基準**によりPPP/PFI手法導入の**適否を評価**すること
 - ③ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に**適しない**とした場合は、その**評価内容を公表**すること

(2) 優先的検討規程（平成28年度中に策定）【各地方公共団体等が策定】

- **地方公共団体**（主に人口20万人以上）、各省各庁、公共法人（独法、特殊法人、公社等）が策定（参考資料参照）。
- 優先的検討指針に基づき、PPP/PFI手法を優先的に導入するためのプロセス等を規定。

(3) 優先的検討規程策定の手引（平成28年3月17日）【内閣府が策定】

地方公共団体が円滑に優先的検討規程を**策定**する際に参考となるものとして内閣府が作成したもの。次に掲げるもので構成。

- ① 指針とその解説
- ② 優先的検討規程の**ひな形**
- ③ **簡易な検討の計算表（費用総額比較を自動で計算できるエクセル形式のワークシート）**

(4) 優先的検討規程運用の手引（平成28年度中策定予定）【内閣府が策定】

地方公共団体が円滑に優先的検討規程を**運用**する際に参考となるものとして内閣府が作成するもの。平成28年度中に策定予定。

(5) ガイドライン【事業所管大臣が策定】

各事業の特性を踏まえた優先的検討規程を策定できるよう、事業所管大臣が作成することができるもの。対象事業、適切なPPP/PFI手法の選択、簡易な検討等について解説。

PPP/PFI地域プラットフォーム形成の推進

地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取り組みを推進する。

2015年度内閣府支援事業

習志野市(千葉県)

テーマ: 民間を活用した公共施設再編



浜松市(静岡県)

テーマ: 大合併後の公共資産経営



神戸市(兵庫県)

テーマ: 民間提案の促進



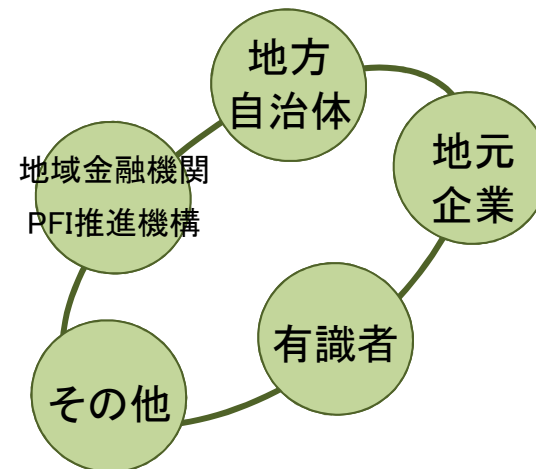
岡山市(岡山県)

テーマ: 未利用公有資産の有効活用



福岡市等(福岡県)

テーマ: 地域の枠を越え官民ネットワーク形成



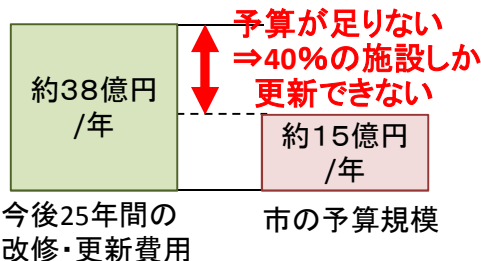
主な取組:

- 事例研究を通じたノウハウ習得
- 異業種間のネットワーク形成
- 具体事例での官民対話
- 民間提案の試行 等

PPP/PFI地域プラットフォーム形成の推進

地域プラットフォーム形成支援事業(習志野市の例)

■ 地域プラットフォームを導入した背景・目的



市財政が厳しい中、老朽化した施設の更新に対応するため PPP/PFIの取り組みが急務

地域企業: PPP/PFIに関する知識・ノウハウの蓄積
市職員: PPP/PFIに取り組む庁内体制の整備

■ 地域プラットフォームの実施内容と導入成果

○ 2015年度はセミナーを3回開催。地域企業・地域金融機関等から毎回30名程度が参加。

回	第1回	第2回	第3回
目標	意識の醸成、基礎知識の習得	ノウハウの習得	異業種ネットワーク形成、官民対話
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の公共施設の維持更新費用に関する課題の説明 ・地元事業者参画事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI実施方針の読み方、資金調達方法についての勉強会 ・ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大手ゼネコンから地域事業者との連携方策について説明、質疑 ・市から具体的なPFI事業計画の情報提供



実施方針、資金調達に関して専門家が講師となって説明
⇒ 実務面の理解度が向上



意見交換を実施
⇒ 地元企業参画の課題を明確化

<ワークショップでの発表>

【アンケート結果】(地元企業13社)

- ・ PPP/PFIの理解度が向上 85%
- ・ PPP/PFIの参画イメージができた 62%
- ・ 今後も参加したい 54%

来年度以降は、要求水準書の見方、提案書の書き方、コンソーシアムの組成方法、リスク分担を教えてください、過去の事例を取り上げてほしいとの意見もあった。

<成果>

- 市が予算を確保し、2年目以降も継続実施
- 2016年度に市内初のPFI事業実施 (大久保地区公共施設再生事業)

PPP/PFI地域プラットフォーム形成の推進

地域プラットフォーム形成支援事業(岡山市の例)

■ 地域プラットフォームを導入した背景・目的

公共施設の配置最適化で生じる未利用資産の有効活用についてPPP/PFI手法の導入を目指す。

- ・ 岡山市ではPFI草創期にPFI経験があるものの以低調
- ・ 庁内・地域企業双方にPPP/PFIノウハウの再構築が必要

PPP連携の基盤づくり

■ 地域プラットフォームの実施内容と導入成果

○ 2015年度はセミナーを4回開催。地域企業・地域金融機関等から50名～130名程度が参加。

回	第1回	第2回	第3回	第4回
目標	公有資産活用方法の理解	官民対話の仕組み検討	官民対話の実践	今後の活動検討
内容	・PPP手法、公有資産を活用した事例の勉強	・市の方針説明 ・効果的な官民対話方法や民間提案制度の検討	・旧内山下小学校跡地の活用方法に関する官民対話	・活動を踏まえた成果・課題の報告 ・来年度以降の活動に関する意見交換



官民対話の実践演習(第3回)



演習の題材
(旧内山下小学校跡地)

未利用資産の活用に向けた今後の活動計画を整理

- 市**
 - 民間提案の制度化
 - 対象資産の活用方針を民間に情報発信
- 民間**
 - セミナー・ワークショップを通じた提案能力の習得

<成果>

- 市の予算措置により、2年目以降も継続実施
- 具体的なPPP案件が出る見通し

PPP/PFI地域プラットフォーム形成の推進

地域プラットフォーム形成支援事業の結果（総括）

■ どの地域でも参加者の意識が変化

<アンケート結果>

- 今後もプラットフォームに参加したい（神戸市：91%）
- PPP/PFIが身近に感じるようになった（岡山市：83%）
- PPP/PFIに参加したい（習志野市：54%）

○ 活動が進むにつれ、PPP/PFIや大手事業者等に対する印象も好転

○ 次の展開として、個別の官民対話手法（サウンディング）や民間提案を求める声も

■ 成 果

➤ 具体的なPPP/PFI案件を産み出す見通し

➤ 内閣府支援終了後も各地域で地域プラットフォームの取組が継続

■ 地域企業が抱えている具体的な不安が明確に

「大手ゼネコンに仕事を取られてしまうのでは」

「PPP/PFIを進めたくても自ら何をしてよいかわからない」

「そもそもPPP/PFIが全くわからない」

PPP/PFI地域プラットフォーム形成の推進

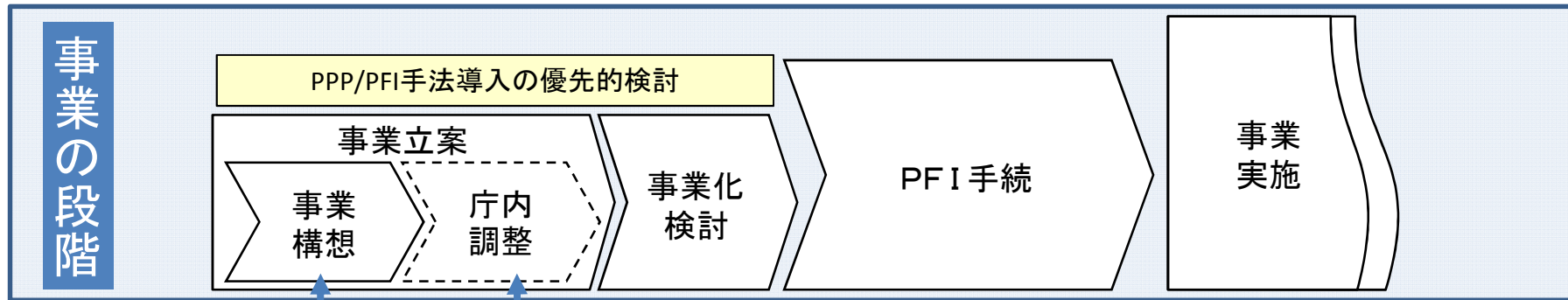
	課題	対応策	施策		
			2015年度	2016年度	
地域PFの形成	<p>地域プラットフォームの意義が理解されていない</p> <p>※ ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数【目標:181(2018年度)】</p> <p>※ 地域プラットフォームの形成数【目標:47(2018年度)】</p>	<p>PPP/PFI事業や地域プラットフォームの優良事例を横展開する</p> <p>地域プラットフォームの整備方法や実施内容に関するノウハウ提供</p>	<p>■ ブロックレベルの地域プラットフォームを開催</p> <p>各ブロックでの参加公共団体数(153)の増加を目指す</p> <p>■ 地域プラットフォームの取組の実例等を取り纏めた「運用マニュアル」を作成</p>		
	<p>持続的な活動として定着させることが必要</p>	<p>活動の初年度より、案件形成に繋げていく長期的な視点から継続的な運営体制を作る</p>	<p>■ PPP/PFI専門家派遣制度の運用</p> <p>地域プラットフォームの実践ノウハウに詳しい専門家を派遣</p>		
	<p>単なる勉強会に留まらず、案件形成に繋がる取組をしていくことが重要</p> <p>※ PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数【目標: -】※モニタリング指標: 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する</p>	<p>地域プラットフォームを民間提案の場として機能させる</p>	<p>■ 地域プラットフォーム形成支援事業</p> <p>計画策定に当たって継続的な運営を前提とした支援を実施</p> <p>■ 民間提案等を促進するモデル的な取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が整備しようとする公共施設のリスト(ロングリスト・ショートリスト)の提供等 <p>■ 具体の案件形成に向けて効果のあった取組を「運用マニュアル」に反映</p>		

地域PFの形成

地域PFの運営

地方公共団体への支援

内閣府による支援の全体像



①優先的検討運営支援

地方公共団体が行う優先的検討について規程の策定、運営の初期段階を支援

想定件数：5件、支援期間：3カ月程度
募集時期：3月頃

④新規案件形成支援

PPP/PFIの専門家を派遣し、事業構想段階から具体の事業化検討に移行できるよう支援

想定件数：10件、支援：2～3回
募集時期：通年

※コンセッションなど
高度な知見を必要とするもの

②高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業など、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援

想定件数：2～3件、支援期間：6か月程度
募集時期：3月頃

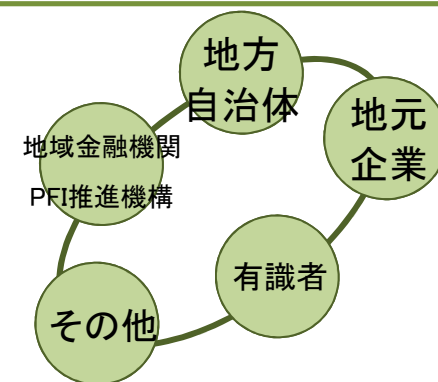
③地域プラットフォーム形成支援

地域プラットフォームの設置・運営からその後の継続的な運営体制の構築までを総合的に支援

想定件数：5件、支援期間：6か月程度
募集時期：3月頃

⑤PPP/PFI専門家派遣

⑥ワンストップ窓口



①優先的検討運営支援

募集時期:3月頃

支援目的

地方公共団体における優先的検討について規程の策定を含めた運営の初期段階を支援することで、P
PP/PFI手法による事業実施を目指す。

支援について①

【支援対象】

優先的検討を実施する具体の事業がある地方公
共団体

【応募条件】

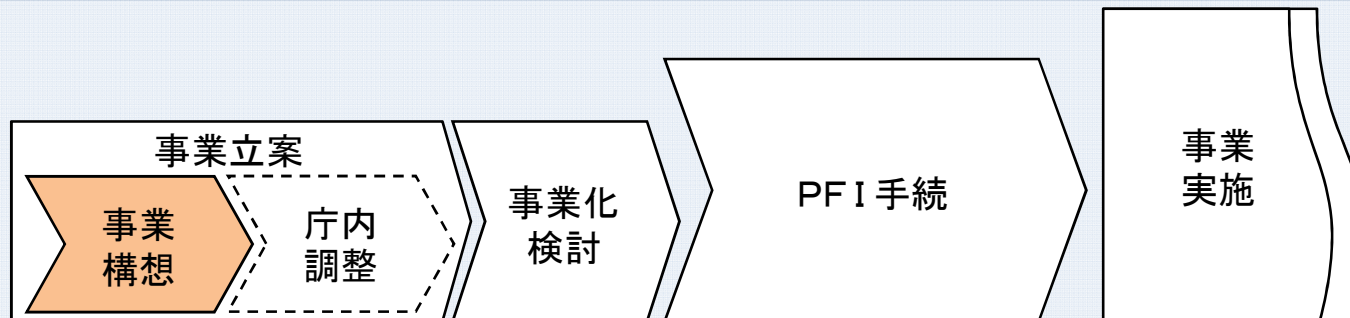
- 次のいずれも満たすこと。
- 優先的検討規程を策定済みまたは平成28年度
末までに策定予定であること。
- 公共施設等総合管理計画を策定済みもしくはそ
れに準ずる中長期の施設整備に関する計画が
策定済みであること。

支援について②

【支援概要】

- 優先的検討の円滑な実施のために、以下に関
する助言と資料提供を行います。
- ・ 類似事業におけるPPP/PFI導入効果及び特
徴の整理
- ・ 当該事業の実現性の整理
- ・ 事業実施に向けたスケジュール策定及び検討
項目の整理
- 支援は内閣府が委託したコンサルタント等が
行います。
- 上記の検討費用は内閣府が負担します。

事業の段階



平成28年度 優先的検討運営支援

地方公共団体における優先的検討について規程の策定を含めた運営の初期段階を支援する。

支援内容

優先的検討規程策定

9月末

【具体案件の優先的検討の運用】

- 類似事業におけるPPP/PFI導入効果、特徴の整理
- 事業実施に向けたスケジュール策定、検討項目の整理
- 当該事業の実現性の整理（収益施設併設等の検討）

11月末

収益性を高める検討を行い、
具体のPPP/PFI案件形成

収集、蓄積

運用ノウハウ

優良事例

制度の課題

12月

優先的検討部会

運用の手引
へ反映

地方公共団体へ
横展開

制度改善

支援対象

小金井市(東京都)

上越市(新潟県)

福井市

松本市(長野県)

富士市(静岡県)

PPP/PFI推進アクションプラン (平成28年5月18日PFI推進会議決定)(抄)

優先的検討規程は、今後の地方公共団体等におけるPPP/PFI事業の推進において基本的な枠組みとなるものであり、手引の作成により策定に係るノウハウや情報の提供、策定に関する支援措置を行うとともに、策定状況のフォローアップ等を通じて確実な策定を図る。

また、優先的検討規程が的確に運用されることを通じて、着実に具体の案件形成につながるよう、国の機関、地方公共団体等の運用のフォローアップを定期的に行うとともに運用上の課題や改善点について検討を行い、運用の適正化を図る。

さらに、意欲ある地方公共団体等による優先的検討規程やその運用方法の優良事例を横展開することで、他の地方公共団体等における運用の改善につなげる。

②高度専門家による課題検討支援

募集時期：3月頃

支援目的

コンセッション事業など、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援

支援について①

【支援対象】

公共施設等運営権(コンセッション)を設定する場合等に、様々な法制上、収益性の評価等における、会計・税務等の高度な専門家の知見を必要とする課題を持つ地方公共団体等

支援について②

【支援概要】

- 公共施設等運営権事業は前例が少ないため、従来の専門家派遣や導入可能性調査と連携させて、課題が表面化した案件・取組について、PPP/PFIの高度専門家の知見等を課題解決に利用
- 内閣府において、支援を必要とする地方公共団体へ法律・会計・税務・金融等の専門家チームを派遣し、課題解決に向けたアドバイスを提供

事業の段階

※コンセッションなど高度な知見を必要とするもののみ対象



平成28年度 高度専門家による課題検討支援

コンセッション方式による事業実施を検討している地方公共団体に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。

支援対象

大阪市

■対象事業

(仮称)大阪新美術館の運営事業

■想定スケジュール

- ・平成33年度 開館

■課題

- ・これまで実績のない美術館運営へのコンセッション方式導入の有効性の検証
- ・既存施設(美術館・博物館)との効果的連携のあり方についての検討

PPP/PFI推進アクションプラン

(平成28年5月18日PFI推進会議決定)(抄)

PPP/PFI事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するコンセッション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、PPP/PFI事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。

支援内容

美術館運営へのコンセッション方式導入における課題を整理し、解決に向けた高度専門的な支援を行う。

■支援内容例

<法律・契約面>

- 博物館法により原則入館料収入による利益をあげられないなど法令上の制約事項を踏まえた事業スキームの整理
- 法制面における指定管理者制度との比較検討及びメリット・課題の整理
- 民間ノウハウの活用と文化芸術の蓄積・維持継承の両立を図る事業者の業務範囲及びリスク分担の整理

<会計・税務面>

- 事業に係る租税負担(法人税、消費税)の課題整理
- 付帯事業を含む収支スキームの整理と収益性分析
- 運営権対価の算定方法及び償却処理の整理
- 更新投資等の事業終了時の処理に関する整理 等

<その他>

- 美術館の付帯事業や管理・運営・サービス等に関する優良事例の調査・分析 等

③地域プラットフォーム形成支援

募集時期: 3月頃

支援目的

地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消を通じ、地域においてPPP/PFIを推進していくため、地域プラットフォームの形成を支援します。

支援について

【地域プラットフォームとは】

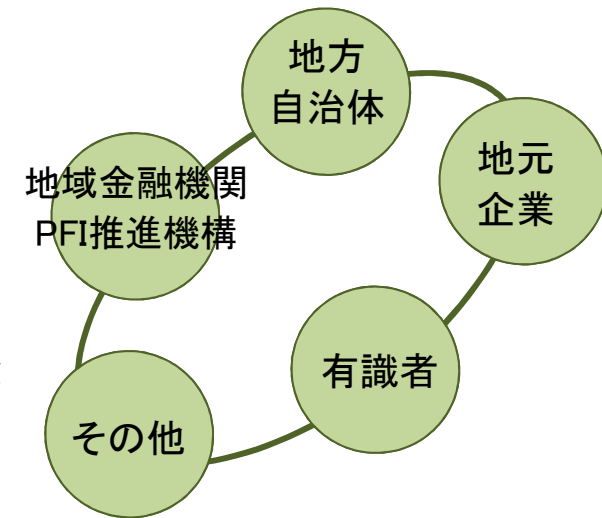
地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ取得や案件形成能力の向上を図り、官民対話を通じて具体的な案件形成を目指す取り組み

【支援対象】

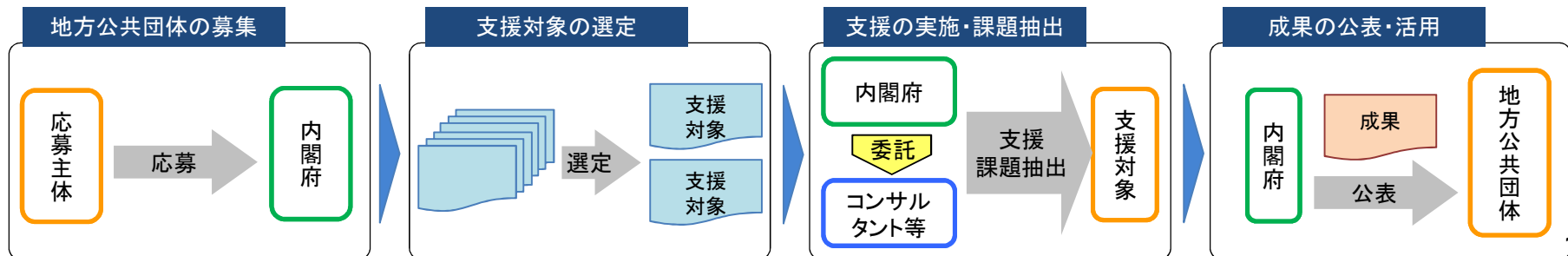
地域プラットフォームの継続的な取り組み実施を通じて、多種多様なPPP/PFI事業の形成を目指す地域

【支援概要】

地域プラットフォームの運営にあたり、内閣府委託のコンサルタントを複数回派遣し、計画・設置段階から支援終了後の進め方の検討までをサポート



支援の流れ



平成28年度 地域プラットフォーム形成支援

地域プラットフォームの取組みを通じてPPP/PFI事業の形成を目指す地域を対象に、プラットフォームの設置・運営からその後の継続的な運営体制の構築までを総合的に支援する。

支援対象

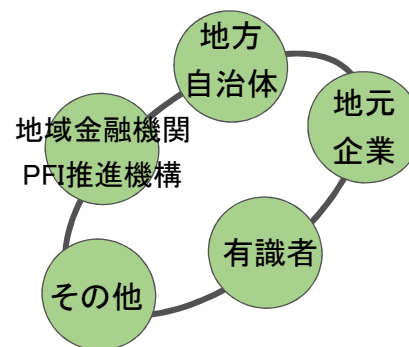
盛岡市
富山市等
福井銀行等(福井県)
滋賀大学等(滋賀県)
佐世保市(長崎県)

■ 支援対象は次の3点を満たす地域を選定

- ① 優先的検討規程を9月までに策定
- ② PPP/PFI手法を検討する具体の事業案件を有する。
- ③ 関係者間の調整、実施体制の検討が進んでおり、来年度以降も継続が見込める。

地域プラットフォームの概要

地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体の案件形成を目指した取組みを推進する。



岡山市(平成27年度支援)

支援内容

地域プラットフォームが行う以下の取組に対して、実践ノウハウを有する専門家等を複数回派遣し、計画・設置段階から支援終了後の進め方の検討までをサポートする。

【主な取組】

- 事例研究を通じたPPP/PFIのノウハウ習得
- 地域の民間事業者の競争力強化
- 異業種間のネットワーク形成
- PPP/PFIの具体案件についての官民対話
- 民間提案の試行 等



- 継続的な運営体制の構築
- 民間提案の推進
- 事業のバンドリング、広域化

④新規案件形成支援

募集時期：通年

支援目的

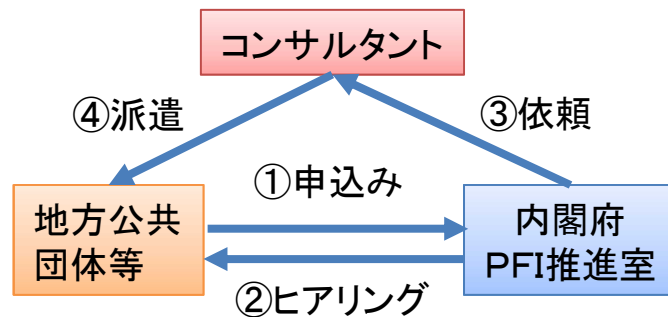
PPP/PFI事業について事業構想段階から具体的な事業化検討に円滑かつ速やかに移行できるよう地方公共団体を支援

支援について①

【支援対象】

公共施設等の整備等に関するPPP/PFI事業について検討を進め、基本計画相当の具体的な事業構想を持つ地方公共団体等

【支援までの流れ】

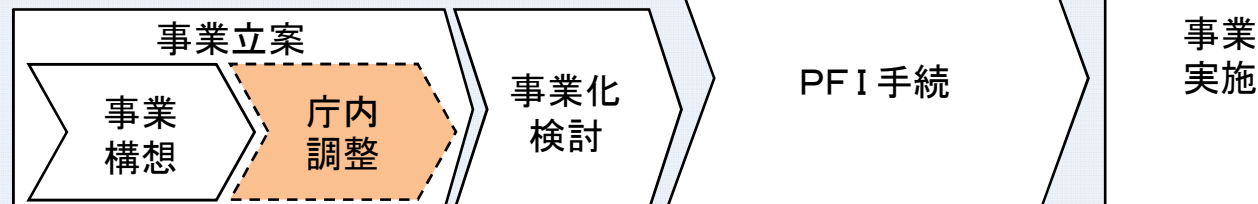


支援について②

【支援概要】

- 内閣府と契約したPPP/PFIに関する専門知識を有するコンサルタントを2～3回程度派遣
 - 事業化検討段階への移行に向けた助言と以下の資料整理を主に行う。
 - ・ 事業スキームの概要(類似事例の事業形態及び事業手法の整理)
 - ・ VFM発現の可能性
 - ・ 事業化検討の実施適否
- ※ 導入可能性調査を行うものではありません。
- 派遣費用(上記の検討経費、旅費)は内閣府が負担します。

事業の段階



⑤ 専門家派遣、⑥ ワンストップ窓口

募集時期：通年

PPP/PFI 専門家派遣

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

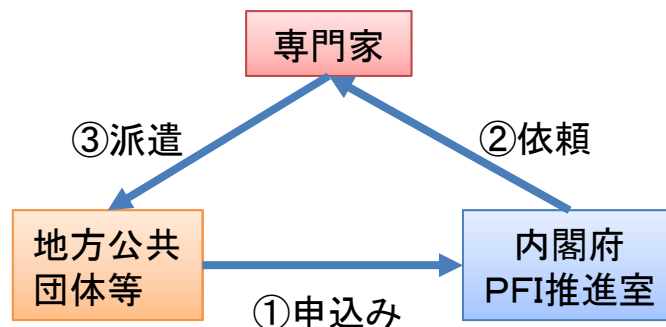
【概要】

- 1回につき半日程度で派遣（複数回の派遣も可能）
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 派遣費用（謝金、旅費）は全額、内閣府が負担
- 派遣後も内閣府職員が引き続き、取り組みをサポート

【主な内容】

- PPP/PFI事業手法や事例紹介
- PPP/PFI事業を進める上での課題、留意点
- 実際の作業スケジュール、庁内体制

【派遣のしくみ】



ワンストップ窓口

PPP/PFI事業の実務に関する質問、問い合わせにワンストップで対応

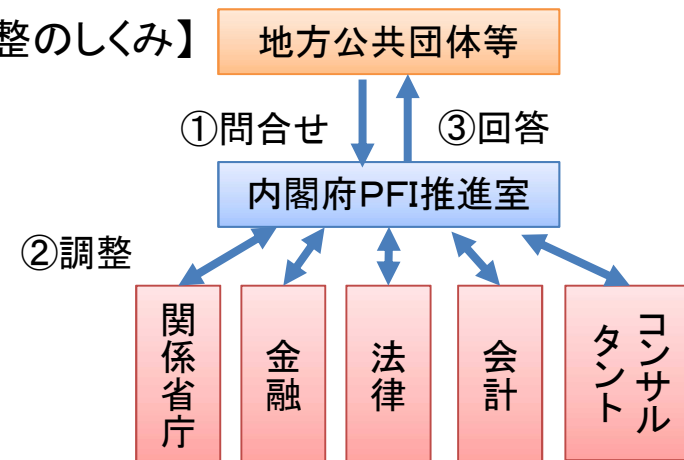
【概要】

- 行政、金融、法律、会計、コンサルタントなど各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答
- H26年度実績 250件

【主な内容】

- PFI法の考え方
- PFI法と他法令の関係
- 事例紹介

【調整のしくみ】



内閣府 PFI推進室 専門家派遣、ワンストップ窓口係

電話：03-6257-1655 FAX：03-3581-9682



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>